埋蔵文化財包蔵地照会・回答票

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 照会者記入欄 | | ボールペン等で、太枠の中をご記入ください。 | | |
| 照会者 | 会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名 | | | | |
| （電話）　　　　　　　　　　　　　　（FAX） | | | | |
| 照会箇所の  所在 | 奥州市（水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川）　　　　　　　　　　**※字・地番まで記入** | | | | |
| 照会目的 | □建築工事　□土木工事　□その他工事（　　　　　　　　　　　　 　　　　） | | | | |
| □鑑定　□売買　□その他調査（　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　） | | | | |
| 事業予定地総面積 | ㎡ | | 着手予定日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | |
| 未　定 | | 未　定 | |

※添付書類：照会場所案内図

以下、市記入欄

　上記土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に、

**□下記のとおり、該当しています。**

|  |  |
| --- | --- |
| 【埋蔵文化財包蔵地の概要】 | |
| 遺跡の種類 | 散布地　 集落跡 　貝塚 　都城跡 　官衙跡 　城館跡 　社寺跡 　古墳  横穴墓　 その他の墓　 生産遺跡　 その他の遺跡（　　　　　　　　　） |
| ふりがな |  |
| 遺跡の名称 |  |
| 遺跡の時代 | 旧石器　縄文　弥生　古墳　奈良　平安　中世　近世　近現代  その他(　　　　　　　　　　　） |

　　　掘削を伴う工事は、工事着手の60日前までに発掘届の提出が必要です。

**□該当していません。**

　　　□手続きは不要です。ただし、工事中に遺跡が発見された場合、遺跡発見届の提出、協議が必要です。

　　□分布調査について、事前協議が必要です。

**□史跡に該当するため、別途協議及び手続きが必要です。**

受　　付

問合先

奥州市教育委員会事務局

歴史遺産課 調査活用係

電話 0197-34-1316(直通)

FAX　0197-35-7551

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 係長 | 係員 | 担当 |
|  |  |  |